

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2022 年 2 月 8 日

凸版印刷株式会社

2022年2月8日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都台東区台東一丁目5番1号
凸版印刷株式会社
代表取締役 磨 秀晴



凸版印刷株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社トッパンフォトマスク（以下「乙」といいます。）は、2022年1月27日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2022年4月1日として、甲がその営むフォトマスク事業及びこれに付随又は関連する事業（中華凸版電子股份有限公司におけるOCF事業及びToppan Photomasks Round Rock Inc.におけるeCover製造事業に付随又は関連する事業を含みます。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、乙の普通株式50,000,000株を交付します。甲に対して交付される株式の数につきましては、乙が甲の完全子会社であることを踏まえ、甲及び乙が協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の株予約権者に交付する株予約権に関する事項についての定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

別紙 3 に記載のとおりです。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 甲の債務の履行の見込みについて

甲の 2021 年 3 月 31 日現在の単体の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,812,692 百万円及び 722,078 百万円です。

甲において、上記の日時から本書面作成日現在に至るまで、上記 6 で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、上記 6 で記載した事項を考慮しても、甲においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における甲の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

- (2) 乙の債務（甲が本吸収分割により乙に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

2021 年 12 月 13 日現在の乙の貸借対照表における資産の額は 50 百万円、負債の額は 0 円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

乙は、本吸収分割により甲から乙に承継される資産及び負債の額は、2021 年 3 月 31 日現在の簿価でそれぞれ 72,021 百万円及び 681 百万円であり、本吸収分割後も、乙の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）



吸収分割契約書

凸版印刷株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社トッパンフォトマスク（以下「乙」という。）は、2022年1月27日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）をもって、甲がその営むフォトマスク事業及びこれに付随又は関連する事業（中華凸版電子股份有限公司におけるOCF事業及びToppan Photomasks Round Rock Inc.におけるeCover製造事業に付随又は関連する事業を含む。）（以下「本事業」と総称する。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
（商号）凸版印刷株式会社
（住所）東京都台東区台東一丁目5番1号
- (2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）株式会社トッパンフォトマスク
（住所）東京都港区芝浦三丁目19番26号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」と総称する。）は、別紙記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、効力発生日までに当該許認可、承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、効力発生日において、甲から乙に対して承継すべき現預金の額の仮払金額として金35億円を乙に対して交付するものとし、甲及び乙は、効力発生日の1か月後の応当日（当該日が日本国内の銀行の営業日でない場合には翌営業日）に、当該仮払金額と、承継権利義務として別紙に基づき確定した現預金の差額を清算する。
3. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759

条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含む。)は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

4. 乙は、承継対象権利義務に含まれる債務以外の甲の債務について履行その他の負担をしたとき(会社法第759条第3項又は第4項に基づき履行その他の負担をしたときを含む。)は、甲に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条(本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式50,000,000株を交付する。

第5条(乙の資本金及び準備金に関する事項)

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額については、以下のとおりとする。

- | | | |
|---|----------|---|
| ① | 資本金の額 | : 4億円から、効力発生日の直前の乙の資本金の額を減じて得た額 |
| ② | 資本準備金の額 | : 0円 |
| ③ | その他資本剰余金 | : 会社計算規則第37条第1項において定義される株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| ④ | 利益準備金の額 | : 0円 |

第6条(効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2022年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由(承継対象権利義務の移転について関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものに関し、2022年4月1日までに当該許認可、承諾等が得られないことが合理的に見込まれる場合を含む。)により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条(分割承認決議)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条(競業禁止)

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成上必要と認める場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 1 月 27 日

甲： 東京都台東区台東一丁目 5 番 1 号
凸版印刷株式会社
代表取締役 磨 秀晴



乙： 東京都港区芝浦三丁目 19 番 26 号
株式会社トッパンフォトマスク
代表取締役 ニノ宮 照雄



別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において、本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

1. 資産

- (1) 現預金
本事業のみに属する現預金
- (2) 流動資産
本事業のみに属する製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び仮払金の一切
なお、売掛債権は一切承継しない。
- (3) 固定資産
 - ① 別添に記載する建物
 - ② 本事業のみに属する構築物、機械装置、工具器具備品及び建設仮勘定の一切
 - ③ 本事業のみに属するソフトウェア（但し、技術的に分離可能なものに限る。）
 - ④ 本事業のみに属する知的財産権
- (4) 投資その他の資産
 - ① 本事業のみに属する長期前払費用
 - ② 本事業のみに属する敷金返還請求権
 - ③ 乙への転籍者に係る退職給付に係る資産
 - ④ 甲が保有する Toppan Photomasks Inc.及び中華凸版電子股份有限公司の株式又は持分の全て
 - ⑤ 甲及び中華凸版電子股份有限公司の間の 2022 年 1 月 24 日付 Loan Agreement に基づき、甲が中華凸版電子股份有限公司に対して保有する貸付債権
- (5) その他
上記(1)乃至(4)の資産のほか、本事業のみに属する資産の一切並びに朝霞工場における排水処理施設及び総研使用設備。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

2. 債務

- (1) 流動負債
本事業のみに属する未払費用（賞与引当金に係る法定福利費）、賞与引当金（下記 4.の雇用契約の当事者である従業員に係るものに限る。）並びに預り金及び前受金
- (2) 固定負債
退職給付に係る負債（下記 4.の雇用契約の当事者である従業員に係るものに限る。）
- (3) 除外債務

上記(1)及び(2)に掲げるもの以外の負債・債務は一切承継しない。

3. 契約（雇用契約を除く。）

本事業のみに属する雇用契約以外の一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務。但し、(i)当該各契約に基づき効力発生日までに発生した金銭債権及び金銭債務、(ii)当該各契約に基づき効力発生日までに発生した債務不履行に基づく損害賠償義務、偶発債務、潜在債務、並びに(iii)甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

本事業に主として従事する甲の従業員（但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の手續に基づき、雇用契約の承継につき異議を申し出た者、効力発生日までに退職した者並びに別途甲、乙及び従業員が別異の取扱いに合意した場合における当該従業員を除く。）に係る雇用契約に関する甲の契約上の地位及びこれに基づく権利義務

5. 許認可等

甲が本事業のみに関して取得している免許、許可、認可、承認、登録、届出等（但し、法令上承継可能なものに限る。）

別添

承継対象建物一覧

No.	所在地	種類	構造	床面積 (m ²)
1	埼玉県新座市野火止 7 丁目 438-4	工場	鉄骨造	386.67
2	埼玉県新座市野火止 7 丁目 438-4	工場	SRC	5,566.13
3	滋賀県東近江市妙法寺町字沖野 1101-14	工場	鉄骨造	17,673.78
4	滋賀県東近江市東沖野 5 丁目字沖野 436-279	危険物庫	コンクリート・ブロック造	30.50



別紙 2 (吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容)

(添付のとおり)

貸借対照表

(2021年12月13日現在)

(単位 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	50,000,000	流動負債	0
現金及び預金	50,000,000	支払手形	0
受取手形	0	買掛金	0
売掛金	0	未払金	0
製品及び仕掛品	0	未払費用	0
短期貸付金	0	未払法人税等	0
未収入金	0	未払消費税等	0
原材料及び貯蔵品	0	預り金	0
その他の流動資産	0	賞与引当金	0
貸倒引当金	0	役員賞与引当金	0
固定資産	0	固定負債	0
有形固定資産		退職給付引当金	0
建物	0	役員退職引当金	0
機械及び装置	0		
車輛運搬具	0		
工具器具備品	0	負債合計	0
無形固定資産	0	純資産の部	
電話施設他利用権	0	株主資本	50,000,000
ソフトウェア	0	資本金	50,000,000
投資その他の資産	0	資本剰余金	0
投資有価証券	0	資本準備金	0
子会社株式	0	その他資本剰余金	0
出資金	0	利益剰余金	0
従業員長期貸付金	0	利益準備金	0
破産更生等債権	0	その他利益剰余金	0
繰延税金資産	0	別途積立金	0
前払年金費用	0	繰越利益剰余金	0
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	50,000,000
資産合計	50,000,000	負債・純資産合計	50,000,000

別紙3（吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

1. 自己株式の取得

甲は、2020年12月4日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。

(1)	取得した株式の種類	普通株式
(2)	取得した株式の総数	852,300株
(3)	株式の取得価額の総額	1,697,917,594円
(4)	取得方法	市場買付
(5)	取得期間	2020年12月7日から2021年9月22日まで（約定ベース）

2. トップラン・フォームズ株式会社の株式に対する公開買付け

甲は、2021年11月11日から2021年12月23日までの間、トップラン・フォームズ株式会社の株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、2021年12月30日（本公開買付けの決済の開始日）付で、甲は、トップラン・フォームズ株式会社の株式を39,563,682株を、総額61,323,707,100円（1株当たり1,550円）で取得しました。

甲は、株式売渡請求の方法により、トップラン・フォームズ株式会社の株主を甲のみとするための一連の手続を実施する予定です。

3. フォトマスク事業の会社分割による分社化

甲は、2021年11月10日の取締役会において、甲の完全子会社として新たに設立される新設会社に対して、甲及び甲の完全子会社である株式会社トップランエレクトロニクスプロダクツが営む半導体用フォトマスク事業を吸収分割の方法で承継させたいえ、当該新設会社の株式の49.9%をインテグラル株式会社が運用アドバイザーを務める投資ファンドに譲渡すること（以下「本取引」といいます。）を決議しました。

本吸収分割は、本取引の一環として行われるものです。

4. 保有する投資有価証券の一部を売却

甲は、2021年12月9日付の取締役会において、甲が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議しましたが、その売却価格が決定されたことにより、投資有価証券売却益（特別利益）の計上額が以下のとおり確定いたしました。

(1)	売却投資有価証券	当社保有の上場有価証券 1銘柄
(2)	投資有価証券売却益	1,039億円
(3)	売却日	2021年12月9日